最終更新日：2020年3月30日
第一屋製パン株式会社
代表取締役社長　細貝正統
問合せ先：コーポレート本部長　矢野邦彦
証券コード：2215
http://www.daiichipan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、当社グループの企業理念として、「『おいしさに　まごころこめて』をグループ全社のモットーとし、安全で高品質な商品作りに務め、食を通じて社会の発展に貢献します」を掲げております。
当社はこの企業理念に基づき、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を図るためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実が重要であると考えており、経営の透明性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則１－２－４　株主総会における権利行使]
当社の株主における機関投資家や海外投資家比率は、上場企業の一般的な数値と比べても相当に低く、費用対効果の観点より、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については対応しておりません。今後、株主構成の変化等に応じて検討してまいります。

[原則４－２　取締役会の役割・責務 (2)]
取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、独立した客観的な立場において、多角的かつ十分な検討を行うとともに、実行にあたって、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきと認識しております。
なお、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたものではありませんが、適切なリスクテイクに対する取締役会の理解等により、健全な企業家精神は経営陣に醸成されております。
しかしながら、更に健全な企業家精神が発揮されるための環境整備も重要であることから、そうしたインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいりますが、当社業績等の状況を鑑み、当面は、取締役へのインセンティブ付与は考えておりません。

[補充原則４－２－１　取締役会の役割・責務 (2)]
取締役会は、持続的な成長の重要性を理解し、それに向けた環境整備に意を用いており、経営陣も持続的な成長に十分に貢献しております。
しかしながら、更なる持続的な成長を目指すことは言うまでもないことであり、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいりますが、当社業績等の状況を鑑み、当面は、取締役へのインセンティブ付与は考えておりません。

[原則４－８　独立社外取締役の有効な活用]
パン・和洋菓子等の食品業界において、取締役会は、業務に関連した専門知識等が不可欠であり、また意思決定の迅速性・適時性等が強く求められます。こうした背景から、当社の独立社外取締役は1名ではありますが、独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。
また、社外取締役は、独立社外取締役を含め3名選任しています。3名とも企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、その役割・責務を果たしております。
今後、事業環境の変化等により、広範かつ高度な視点から助言くださる社外取締役の増員が必要と判断される場合は、その独立性を考慮のうえ候補者を選定してまいります。

[補充原則４－１０－１　任意の仕組みの活用]
当社は、現在のところ独立社外取締役は1名のため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置しておりませんが、指名・報酬等の特に重要な事項に関しては、取締役会の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を得るよう努めております。
また、重要な事項については、事前に社外監査役が出席する任意の諮問委員会において議論・検討を行い、その結果を踏まえて、取締役会に付議することとしております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則１－４　政策保有株式]
パン・和洋菓子等の食品業界では、開発・調達・生産・販売等の過程において様々な企業との協力関係が不可欠であり、市場での厳しい競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長して行くためには、事業の関係強化を図ることが重要であると認識しております。そのため、当社は、政策保有株式自体は縮減する方向としつつも、経営戦略や取引先との事業上の関係、市場リスク等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合には、株式の政策保有を行うことを基本方針としております。
また、取締役会は、半期毎に全ての政策保有株式にかかる株式数・簿価・保有目的等の報告を受け、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の適否等を検証しております。
政策保有株式にかかる議決権の行使については、短期的・画一的に賛否を判断するのでなく、必要に応じて政策保有先からの説明を求めたうえで、政策保有先及び当社の中長期的な企業価値の向上や持続的な発展に資するか等を総合的に勘案し、株主として適切な対応をすることを基本方針としております。

[原則１－７　関連当事者間の取引]

当社は、当社役員との利益相反取引等が発生する場合は、法令及び取締役会規則等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行っております。
また、主要株主等との取引が発生する場合は、当該取引について、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業型確定拠出年金制度を採用しており、従業員個々の安定的な資産形成のために、確定拠出年金に関する従業員教育を行っております。

【原則３－１　情報開示】
当社は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っております。
（ｉ）当社の企業理念、経営方針等は当社ウェブサイトにて公開しております。
http://www.daiichipan.co.jp/company/policy.html
http://www.daiichipan.co.jp/company/plan.html
（ii）当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書のⅠ-1「基本的な考え方」に記載しております。
（iii）当社の取締役の報酬については、株主総会の決議をもって年額の報酬限度額を定め、個別の報酬については、取締役会への上程に先立ち、任意の諮問機関である人事委員会にて、一般従業員に対する給与との整合性及び他社の報酬等の水準、業績等を考慮のうえ審議し、取締役会の決議をもって決定しております。
（iv）当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に当たっては、取締役会への上程に先立ち、任意の諮問機関である人事委員会にて、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験の有無等を総合的に判断し、事前に社外取締役に諮った後、取締役会において選解任及び指名を行っております。
なお、監査役については、監査役会の同意を得たのちに指名しております。
（ｖ）当社の役員の選解任と役員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、「株主総会参考書類」に記載しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（1）】
取締役会は、取締役会規則に基づき、当社の経営に関する重要事項及び法令・定款等により、取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、重要事項決裁規程に基づき、その重要性及び性質等に応じて、業務執行取締役等の業務執行者に委任しております。
今後更に、取締役会が戦略的な会社の方向付け等の主要な役割・責務をより十分に果たしうるように、実態を踏まえながら、業務執行取締役等への適切な権限委譲を検討してまいります。

【原則４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役の独立性に関する基準等を、以下のとおり定めております。
１．当社の定める独立役員の独立性判断基準は、以下のとおりである。
(1)過去10年以内において、当社グループの役員・従業員でないこと。
(2)当社グループの主要取引先（連結売上高の２％以上、借入については連結総資産の２％以上。）またはその業務執行者でないこと。
(3)当社グループを主要取引先とする者（連結売上高の２％以上。）またはその業務執行者でないこと。
(4)当社の大株主（総議決権の10％以上。）またはその業務執行者でないこと。
(5)当社グループが総議決権の10％以上を保有している者の業務執行者でないこと。
(6)当社グループから役員報酬以外に年額1,000万円以上の報酬を受けている弁護士・公認会計士・コンサルタント等（当該報酬を受けている者が法人等の場合、その法人等に所属する者を含む。）でないこと。
(7)その他、独立役員として職務を遂行するうえで独立性に疑いを生じさせる事情がなく、かつ一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと。
注１：業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に定める業務執行者を言い、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役を含まない。
注２：過去(2)～(6)に該当した者も原則独立性なしとするが、３年を経過している場合はこの限りでない。

２．資質としては、独立役員として幅広い経験及び知見等を有し、取締役会等において率直・活発で建設的な助言・提言等のできることが重要である。

【補充原則４－１１－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役会の迅速・果断な意思決定及び公正・透明な経営の監督のため、取締役の員数は12名以内、監査役の員数は４名以内と定款に定めております。取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、当社の業務に精通した取締役と社外での豊富な経験を有する社外取締役で構成されており、バランス・多様性・規模は適切であると考えております。
取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1（iv）に記載のとおりであり、また、独立役員の独立性判断基準及び資質については、原則4-9に記載のとおりであります。

【補充原則４－１１－２　　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲にとどめております。
なお、その重要な兼任状況は、事業報告書及び有価証券報告書に開示しております。
また、取締役・監査役が、他社役員を兼任するにあたっては、取締役会規則にて取締役会の承認を得ることを定めております。

【補充原則４－１１－３　　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役会の実効性向上のため、以下のとおり取締役会の分析・評価を実施しています。また、取締役会事務局にて取りまとめた分析結果等については、取締役会議長に説明のうえ、取締役会において報告し、課題の共有化を行いました。
[対象者] 全取締役（６名）及び監査役（４名）
[評価方法]　アンケート方式による自己評価
[評価項目]　取締役会の構成・運営・議案・責務及び取締役会を支える体制に関する全19項目
[評価結果]
・当社取締役会は、適切に運営され、その役割・責務を果たしており、総じてその実効性は確保されていると判断しました。
・一方、①更なる多様性及び独立性の確保、②十分な事前情報の提供による議論の充実化等を今後の課題として認識し、更なる実効性の向上に取り組んでまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について、以下のとおり定めております。

「取締役及び監査役へのトレーニングに関する基本方針」
1．　取締役及び監査役は、株主から負託された役割や法的責任を含む責務等を果たすため、必要な知識の習得やその適切な更新等に努めなければならない。当社は、取締役等の就任時及びその後も必要に応じて、継続的に事業･財務･法務･組織等に関する知識･スキル･経験等の習得、その役割や責務等の十分な理解及びそれらの更新等のトレーニングについて、工場･営業所の現場視察等の社内研修や外部機関によるセミナー･研究会等の社外研修の機会提供並びに費用負担を含む支援等を行うものとする。
2．その場合、就任時のオリエンテーションを含め、個々の取締役等に適合した形で、トレーニングの機会提供･費用負担等がなされるべきであり、取締役会はこうした対応が適切に行われているか、コーポレート本部長より毎年報告を受け、この確認を行うものとする。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社の持続的な成長を目指し、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えており、以下のとおり体制を整備しております。
⑴ 株主との対話（面談）は、主にコーポレート本部で対応しており、当社のIRにおける責任者として、コーポレート本部長を指名しております。
⑵ IRの責任者であるコーポレート本部長は、IR活動に関係する部署を統括し、有機的な部署間の連携を図っております。
⑶ 株主等との対話の手段として株主総会･株主懇談会をはじめ、当社ホームページ上にIR情報の掲載、決算短信発表時の社長の記者会見など、当社の事業に対する理解の促進に努めております。また、対話を通じて把握した株主の意見･懸念については、必要に応じて役員や取締役会等へフィードバックをしております。
⑷ 重要な会社情報については、適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るため、社内規則を定め、その周知徹底を行っています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
豊田通商株式会社	2,314,600	33.43
細貝隆志	342,475	4.94
MF資産管理合同会社	300,000	4.33
細貝理栄	293,877	4.24
株式会社みずほ銀行	237,900	3.43
昭和産業株式会社	145,600	2.10
日本製粉株式会社	142,000	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	120,900	1.74
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	94,500	1.36
三井住友信託銀行株式会社	92,100	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

豊田通商株式会社は当社議決権の33.49%を所有する筆頭株主であり、当社はその他の関係会社に該当します。
当社は、取締役6名のうち3名（うち2名は非常勤）を豊田通商株式会社より、監査役4名のうち1名（非常勤）を同社グループ企業より受け入れております。
同社は当社の主要仕入先であり、重要かつ緊密な協力関係を維持しつつ取引を行っておりますが、取引条件等につきましては、市場相場等を勘案し、他の取引先と同様に適正な条件のもとに取引を行っております。
当社グループの経営上の重要事項につきましては、同社の意向によらず、当社取締役会にて十分に討議した上で、当社自らが意思決定を行い、当社の責任のもとで業務執行をしており、同社からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
結城義晴	その他											
服部治行	他の会社の出身者					○		○				
平田雅史	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
結城義晴	○	株式会社商人舎の代表取締役社長を兼職しております。 また、株式会社True Dataの取締役を兼職しております。 当社との間に特別の利害関係はありません。	長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナー・研修を主催されるなどの流通業界全般にわたる幅広い見識を活かして、当社の経営陣とは独立した中立の立場から、経営全般に対して的確な助言をいただくなど、当社が社外取締役に期待する役割（当社の意思決定の健全性と透明性の向上に資すること）を果たしていただいております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社の独立性判断基準に基づく「当社の経営陣に対する独立性」を有しております。

服部治行		豊田通商株式会社食料･生活産業本部COOを兼職しております。 同社は当社の大株主であり、当社との間に原材料の売買の取引関係があります。 また、豊通グレーンホールディングス株式会社（豊田通商株式会社のグループ企業）の代表取締役社長及びイセ食品株式会社の取締役を兼職しております。	食料事業に携わってきた経験を活かして、当社の更なる経営体制の強化に繋がる有益な指摘･助言をいただいております。
平田雅史		豊田通商株式会社食料･生活産業企画部長を兼職しております。 同社は当社の大株主であり、当社との間に原材料の売買の取引関係があります。	食料事業に携わってきた経験を活かして当社の経営全般に対し的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化できるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	5	2	0	0	3	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	5	2	0	0	3	その他

補足説明 更新

人事委員会は、代表取締役社長、業務執行取締役、経営企画室長及びコーポレート本部長で（以下「構成メンバー」という。）構成されており、コーポレート本部長が議長を務めております。また、監査役は、本委員会に出席して意見を述べることができることとしており、社長は、必要に応じて、社外取締役、審議事項に関係のある者など、構成メンバー以外の者を出席させることができます。
人事委員会は、経営陣幹部の選任･解任、役員候補者の指名、報酬等の人事に関する重要な事項について、公正さと透明性の確保のため、取締役会に先立ち適切な審議を行っており、社長決裁または取締役会決議もしくは取締役会報告への進行可否を決定します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

業務部門から独立した代表取締役社長直轄の監査室を設置し、3名が取締役会で決議された監査方針、年間監査計画に基づき定期的に本社、工場、営業所及び関係会社等の監査を実施し、必要な改善を提言するとともに代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員、本部長及び監査役会に対し監査結果について報告を行っております。
また、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化を図っております。
監査役監査は、1名の常勤監査役(社外監査役)と3名の非常勤監査役(うち社外監査役2名)により、年度当初に監査役会で協議決定した監査方針、年間監査計画に基づき監査を実施しております。
監査の有効性確保の一環として、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、内部監査に加え内部統制に関わる業務も実施している監査室から報告･説明を受ける等で連携を図っております。
なお、監査役の職務を補助する監査スタッフ（1名）を設置しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
家城　裕	他の会社の出身者							△		△				
田檜孝次	公認会計士													
伊藤　弘	他の会社の出身者							△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家城　裕		家城 裕氏は、2007年8月から2018年6月までの間、株式会社みずほ銀行に在職しておりました。 同行は当社の主要な借入先であり、また大株主でもありますが、同行在籍中に当社との取引に関与したことはありません。	コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験を当社の監査体制に活かして社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
田檜孝次	○	田檜公認会計士・税理士事務所代表を兼職しております。 また、2007年8月から2010年6月までの間、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の代表社員に就任しておりましたが、同監査法人在籍時に当社の監査に関与したことはありません。（なお、同監査法人と当社との間には、監査報酬を含め多額の金銭その他の財産の授受はありません。） また、エンパイヤ自動車株式会社の監査役を兼職しております。 当社との間に特別の利害関係はありません。	公認会計士及び税理士として長年培われた専門的見地からの提言や意見表明をしていただいており、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただいております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社の独立性判断基準に基づく「当社の経営陣に対する独立性」を有しております。
伊藤　弘		豊通食料株式会社取締役コーポレート本部長を兼職しております。また、1983年4月から2011年4月までの間、当社の大株主であり、当社との間に原材料の売買の取引関係がある豊田通商株式会社に在職しておりました。 なお、豊通食料株式会社は、豊田通商株式会社のグループ企業です。 また、クレドール食品株式会社の監査役を兼職しております。	財務等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役等の豊富な経験を活かして、当社の更なる監査体制の充実に繋がる的確な助言をいただいております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員の独立性に関する基準等を以下のとおり定めており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

「独立役員の独立性判断基準及び資質について」

1．当社の定める独立役員の独立性判断基準は、以下のとおりである。
(1)過去10年以内において、当社グループの役員・従業員でないこと。
(2)当社グループの主要取引先（連結売上高の2％以上、借入については連結総資産の2％以上。）またはその業務執行者でないこと。
(3)当社グループを主要取引先とする者（連結売上高の2％以上。）またはその業務執行者でないこと。
(4)当社の大株主（総議決権の10％以上。）またはその業務執行者でないこと。
(5)当社グループが総議決権の10％以上を保有している者の業務執行者でないこと。
(6)当社グループから役員報酬以外に年額1,000万円以上の報酬を受けている弁護士・公認会計士・コンサルタント等（当該報酬を受けている者が法人等の場合、その法人等に所属する者を含む。）でないこと。
(7)その他、独立役員として職務を遂行する上で独立性に疑いを生じさせる事情がなく、かつ一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと。
注1：業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者を言い、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役を含まない。
注2：過去(2)～(6)に該当した者も原則独立性なしとするが、3年を経過している場合はこの限りでない。

2．資質としては、独立役員として、幅広い経験及び知見等を有し、取締役会等において率直・活発で建設的な助言・提言等のできることが重要である。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

経営陣の中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいりますが、当社業績等の状況を鑑み、当面は、取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施は考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額は、42,026千円。
なお、上記金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の基本報酬については、2017年3月30日に開催された第75回定時株主総会において、取締役報酬を年額144百万円以内（当該株主総会終結時の員数は8名であります。）、と決議されております。
なお、個別の取締役報酬額については、社長、業務執行取締役、経営企画室長及びコーポレート本部長で構成される「人事委員会」において、監査役同席のもとで諮られ、経営内容、経済情勢、個々の職責、業績貢献度を考慮して個別の額を決定し、その後、取締役会において決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役にかかる専従スタッフは設置しておりませんが、コーポレート本部内に取締役会事務局を設置し、当該事務局が社外取締役及び社外監査役の求めに応じて、会議日程の調整や追加情報の提供・調査等を行う支援体制を整備しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、「委員会設置会社制度」を採用せず、「監査役会制度」を採用し、経営の監視を行っております。
2020年3月27日現在、取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）によって構成されており、経営上の重要事項につきましては、グループ会社の経営問題を含め、原則月1回の取締役会で審議し、会社の基本方針の決定及び業務遂行の管理・監督を行っております。
また、任意の委員会として、社長、業務執行取締役、経営企画室長及びコーポレート本部長で構成される「企画財務委員会」を設置しており、第一屋製パン株式会社グループの企画財務に関する政策的重要事項について、それらの公正さと透明性の確保のため、監査役同席のもと、取締役会に先立ち適切な審議を行っております。

さらに、生産本部・商品本部・営業本部・コーポレート本部・関西統括本部の5本部制を敷き、社長、業務執行取締役、経営企画室長及び本部長による定例会議(本部長会議)を監査役同席のもとで毎週開催し、取締役会で決定した方針の徹底を図ると共に、当社の業務執行に関する重要な事項を審議する体制をとっているほか、当社は、日配商品を取扱っていることから、市場の動向にすばや〈対応する必要があるため、随時、業務執行取締役、執行役員、本部長及び部長が出席する各種会議を開催し、業務運営上必要な事項について迅速な処置・決定を行う体制を整備しております。
経営の監督・監査機能である監査役会は、社内監査役1名、社外監査役3名の合計4名で構成されております。
監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議や委員会に出席して業務執行状況を知り、経営の監視を行う体制をとっております。
監査体制については、取締役の職務執行を監査する監査役による監査、外部監査となる会計監査人による会計監査及び監査室による各本部（グループ子会社を含む）の会計監査及び業務監査を行う体制としております。
これらは、互いに独立性を保った活動を行い、三様監査体制を確立すると共に、監査役は会計監査人及び監査室から適時情報を取得して監査機能の強化を図っております。
会計監査については、ＥＹ新日本有限責任監査法人が会計監査人として適正に監査を実施しております。
なお、2019年12月期の会計監査業務を執行している公認会計士は、原口清治氏及び宮沢　琢氏の2名です。
取締役の指名・報酬等については、「人事委員会」での審議を必ず行った上で、取締役会に付議する体制としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営環境の変化に対応して迅速な意思決定を行うことが市場のニーズに応えることであり、延いては経営成果を取り組むことに繋がるとの観点から、意思決定のプロセスを簡素化するために取締役会でスピード感のある経営方針の意思決定が可能な体制にしております。
また、社外取締役選任による経営の意思決定に係る合理性の確保と共に社外監査役3名（うち独立役員1名）を含む4名で構成される監査役会の経営監視機能が十分発揮されることにより、透明度の高い経営が確保されるものと考えられることから、上記企業統治体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年3月27日開催の「第78回定時株主総会招集ご通知」は、法定の発送日前の2020年3月10日に発送しました。
その他	2020年3月10日に発送した「第78回定時株主総会招集ご通知」は、2020年3月6日付で当社ウェブサイトに掲載したほか、東京証券取引所の縦覧資料として提出しました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに決算短信、期末報告書、株主総会招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート本部が対応し、その責任者として、コーポレート本部長を指名しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	第一屋製パングループ行動指針の7つの行動基準の中で、「情報開示：わたしたちは、株主はもとより広く社会に対し、適時かつ適正な情報公開を行う」旨を定めており、これに基づき、関係法令や東京証券取引所が定める規定を遵守し、適時・適正に迅速な情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び子会社は、「おいしさに まごころこめて」という基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法･適正かつ効率的な事業活動を実行するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備し、運用しております。

(1) 当社及び子会社の取締役･従業員の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
① 企業行動指針等を制定し、代表取締役社長はじめ取締役･本部長･部長･工場長等が繰り返しその精神を当社及び子会社の全従業員に伝えることにより、法令及び社会倫理等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
② 代表取締役社長は、最高コンプライアンス管理責任者として、当社及び子会社におけるコンプライアンスの取り扱いに関する業務全般を統括管理しております。
③ 各本部長は、コンプライアンス管理責任者として、自らの本部におけるコンプライアンスの取り扱いを管理し、コーポレート本部長は、コンプライアンスにおいて、これら本部長を統括すると共に、子会社等におけるコンプライアンスの取り扱いを管理しております。
④ 原則、毎週開催される本部長会議では、コンプライアンス上の重要な問題の有無を確認し、その結果を報告しております。
各本部長は、担当する本部固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化しており、代表取締役社長は当社及び子会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
⑤ 各種のリスクに迅速かつ的確に対処するため、コンプライアンス規定においては、当社及び子会社の取締役及び従業員が不正行為を認知した場合、速やかに事実を報告することとされております。そのうち重要なものはコーポレート本部長よりコンプライアンス委員会に報告がなされる体制となっております。
⑥ 取締役及び従業員の法令違反等については、人事委員会の諮問を受け、代表取締役社長が重要性に応じて取締役会へ審議のうえ、処分の対応をしております。
⑦ 当社及び子会社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たないこととし、社内研修等を通じてその趣旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底しております。
反社会的勢力との対応はコーポレート本部が所管し、警察や弁護士等の外部機関と積極的に連携を図り、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟して情報収集を行い、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、情報管理に関する基本方針のもと文書管理規定に従い、上記情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存しております。取締役及び監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとしております。
文書管理規定については代表取締役社長が、またその下位規定についてはコーポレート本部長が見直す体制となっております。

(3) 当社及び子会社に係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制
本部長会議規則の報告事項にリスク管理の状況を報告することが明定されております。定期的にコーポレート本部長を中心にリスク管理を見直し、コーポレート本部において当社及び子会社の損失の危険を含むリスクを総括的に管理するとともに、取締役会規則に基づき、半期毎に取締役会に報告しております。
また、監査役及び監査室が当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を半期毎に取締役会や各本部長に報告しております。
こうした執行ライン、監査ライン両方からの報告を踏まえ、取締役会においては必要に応じ、改善策を審議･決定しております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の枠組を用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
① 職務権限･意思決定ルールの策定
② 取締役会による当社グループの中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく業績目標･予算設定及び月次･四半期業績管理
③ 毎週の本部長会議による当社グループの個別執行管理

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社及び子会社における内部統制システムのレベルアップのため、当社及び子会社の内部統制に関する担当部門をコーポレート本部とし、当社及び子会社間での業務の適正確保に関する協議、情報の共有化、指示伝達等が効率的に行われる枠組を含む管理体制となっております。
② 当社及び子会社の代表取締役社長は、各社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの整備･運用に関する権限と責任を有しております。
③ 当社及び子会社に係る内部監査を実施し、その結果をコーポレート本部長等の管理責任者に報告しております。コーポレート本部長等の管理責任者は必要に応じ、内部統制システムの改善策の指導、実施の支援･助言を行っております。コーポレート本部長は、毎年、当社及び子会社の内部統制の状況について、取締役会に報告しております。
また、監査役は会計監査人及び監査室との緊密な連携により、こうした体制の整備･運用に係る監査を行っております。監査役は、半期毎に監査結果について、取締役会に報告しております。

(6) 監査役がその補助すべき監査役スタッフを置くことを求めた場合における当該スタッフに関する事項
監査役の職務を補助する監査役スタッフ1名を、2019年1月1日付で配属しました。また、コーポレート本部も必要に応じ、この補助を行っております。なお、監査役が更に監査役スタッフを置くことを求めた場合には、速やかにこれを置くこととしております。

(7) 監査役の職務を補助すべき監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフは基本的に監査役の指揮命令下で職務を行いますが、当該スタッフが他業務との兼務者となる場合も、監査役からの指揮命令を優先するものとしております。

(8) 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとしております。

(9) 監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役や執行部門からのヒアリング、重要な決裁書類等の閲覧、本社や主要な事業所の業務や財産の調査等を通じて、当社及び子会社の取締役及び従業員から、法令に定める事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、その他監査役がその職務遂行上必要と認める事項について、報告を受けております。

(10) 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
　公益通報者保護法等の趣旨を踏まえ、上記(9)の報告を監査役に行った当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けることのないような体制となっております。

(11) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
　監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、コーポレート本部において、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとなっております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 取締役と監査役は、コーポレートガバナンスやリスク管理等について、定期的に意見交換を行っております。
② 取締役会は、業務の適正を確保するために、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。
③ 取締役会は、監査役が独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を確保しております。
④ 監査役は、会計監査人及び監査室と緊密な連携を行い、「三様監査」の充実を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ各社が、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決していくことを基本方針とし、以下のとおり、反社会的勢力排除に向けて整備しております。

(1)社内規則の整備状況
当グループでは、反社会的勢力との対決を行動規範に定め、その具体的な内容を、研修等を通じてパートタイマーを含む従業員全員に周知徹底しております。

(2)対応統括部署及び不当要求防止責任者について
当グループでは、コンプライアンス担当の責任者をコーポレート本部長として、グループの反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等の対応を行っております。

(3)外部の専門機関との連携状況
当グループでは、反社会的勢力からの接触や不当な要求があった時は、警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

(4)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当グループでは、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、情報収集に努め、コーポレート本部長に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

(1)適時開示の基本方針

当社は、第一屋製パングループ行動指針の7つの行動基準の中で、情報開示に関して、「わたしたちは、株主はもとより広く社会に対し、適時かつ適正な情報公開を行う」旨を定めており、これに基づき、関係法令や東京証券取引所が定める規定を遵守し、適時・適正に迅速な情報開示を行っております。

(2)適時開示の社内体制
①決定事項
社内規定に基づき、取締役会において決定される重要な意思決定については、統括情報管理責任者であるコーポレート本部長を中心に、経営企画室、経理部、人事総務部が情報の重要性と適時開示の可否を判断しております。

②発生事項
当社及び子会社において重要事実が発生した場合は、各部門（子会社含む）から直ちに統括情報管理責任者であるコーポレート本部長に報告がなされ、統括情報管理責任者を中心に、経営企画室、経理部、人事総務部が事実の重要性と適時開示の可否を判断しております。

③適時開示の方法
適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく、東京証券取引所が提供する適時開示情報システム（TDnet）にて公表しております。
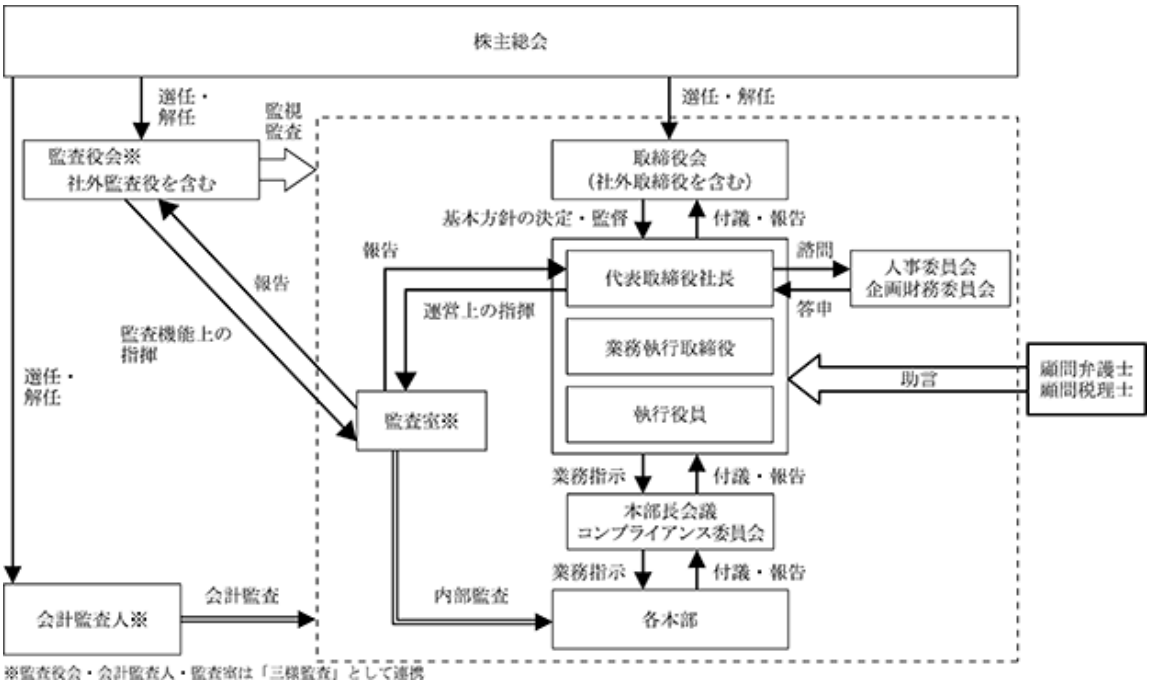
④適時開示体制のチェック体制
監査役及び監査室が、重要事実の情報開示業務が適法かつ適正に遂行されているのかの業務監査を定期的かつ随時に行い、不具合を確認した場合は、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会はその是正を指示し、改善結果の確認を求める体制を採っております。